

千葉県がん診療連携協力病院指定要綱 新旧対照表

改正後 (案)	改正前
<p>第1 ～第3 (略)</p> <p>第4</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>① <u>医療情報ネット「ナビイ」</u>への登録など、県民に対して診療機能、診療実績等の情報を提供すること。</p> <p>② 略</p> <p>6 略</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成23年7月20日より施行する。</p> <p>2 この要綱の施行後、一定期間(2年程度)を経て、必要がある場合は、要綱改正を行う。</p> <p>附 則</p>	<p>第1 ～第3 (略)</p> <p>第4</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)</p> <p>① <u>千葉県ホームページの「ちば医療ナビ」</u>への登録など、県民に対して診療機能、診療実績等の情報を提供すること。</p> <p>② 略</p> <p>6 略</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成23年7月20日より施行する。</p> <p>2 この要綱の施行後、一定期間(2年程度)を経て、必要がある場合は、要綱改正を行う。</p> <p>附 則</p>

この要綱は、平成27年1月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月30日より施行する。
- 2 この要綱の施行日の時点で、改正前の要綱に基づき協力病院の指定を受けている医療機関については、平成29年3月末日までの間に限り、協力病院として指定を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

この要綱は、平成27年1月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月30日より施行する。
- 2 この要綱の施行日の時点で、改正前の要綱に基づき協力病院の指定を受けている医療機関については、平成29年3月末日までの間に限り、協力病院として指定を受けているものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日より施行する。